

放課後児童クラブ運営指針の要点

1. 役割

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえた健全な育成を図る。

2. 育成支援の基本

- ・こどもが安心して過ごせる生活の場
- ・こどもが自ら危険を回避できる
- ・自主性、社会性、創造性の向上
- ・基本的な生活習慣の確立

3. 社会的責任

- ・こどもの人権に十分に配慮
- ・人格の尊重
- ・こどもが意見を述べ、参加することを保障する

4. こどもの発達

① 6歳～8歳（大人との関わりが多い）

- ・遊びへの参加がその時の気分に大きく影響される
- ・大人に見守られることで努力し、自信を深める
- ・大人の評価に依存した時期

② 9歳～10歳（大人に頼らず仲間遊び）

- ・同年代の集団や仲間を好む
- ・大人に頼らず活動しようとする
- ・他者の視線や評価に敏感になる

③ 11歳～12歳（少人数で秘密の世界）

- ・自らの得意不得意を知るようになる
- ・大人から一層自立的になる
- ・少人数で秘密の世界を共有する
- ・友情が芽生える
- ・個人的な関係を大切にする
- ・身体的発育に対して心理的発育が伴わない

5. 配慮事項

① 6歳～8歳

- ・指導員が身近にいて、こどもが安心して頼ることができる
- ・こどもの時間と場所に関する意識に目を届かせる

② 9歳～10歳

- ・こどもの意識や感情の変化を適切に捉える
- ・大人に頼らず活動しようとする発達的特徴を理解

③ 11歳～12歳

- ・大人からの自立、こども同士の個人的関係を理解
- ・こども自身が主体的な遊び方や生活ができるように配慮

6. 育成支援の内容

- ・こどもが安心して過ごせるようにする
- ・放課後クラブに通うことの必要性をこどもが理解する
- ・来所時に、こどもが安心できるように迎え入れる
- ・生活時間のくぎりをつける
- ・放課後の時間を、こども自身が自己管理できる
- ・自発的に遊びをつくりだす
- ・学習活動を自主的に行える
- ・こどもの意見の尊重
- ・行事において、こどもの意見の反映、主体的な運営への関わり

7. 倫理

- ・人権の配慮と人格の尊重
- ・心身に有害な影響を与える行為の禁止
- ・差別的な扱いの禁止
- ・守秘義務の遵守
- ・プライバシーの保護
- ・信頼関係の構築
- ・社会的責任と公共性の自覚

以上